

令和7年2月

保護者 各位

多摩市教育委員会

学校におけるアレルギー疾患のある生徒への対応について

日頃より多摩市立学校の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨今のお子様を取り巻く健康問題のひとつにアレルギー疾患があります。アレルギー反応に起因する病態には、気管支ぜん息や食物アレルギー、アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。

多摩市教育委員会は、文部科学省の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校生活において、アレルギー疾患があり、特に配慮や管理が必要なお子様について、下記のとおり、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「学校生活管理指導表」という）を活用した対応を行うこととしています。

つきましては、下記の内容をお読みのうえ、学校での対応をご希望される方は、入学予定校にお申し出ください。

なお、全てのご要望にお応えできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、配慮・管理については、家庭での管理を行っていない場合は、学校での対応は困難となります。

記

1. アレルギー疾患対応取り組みの流れ

家庭

学校においてアレルギー疾患対応が必要な家庭にて検討する。

＜アレルギー疾患＞

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー（アナフィラキシー含）、アレルギー性鼻炎 等

◎検討のポイント

- ①学校生活(給食、食材を扱う授業、運動、動物との接触、プール指導、校外活動等)においてアレルギー疾患に対して特に配慮・管理を希望する。
- ②医師の診断により特に配慮・管理が必要と判断されている、又は診断される見込みがある。

⇒①と②の両方を満たすか確認してください。

家庭

アレルギー疾患対応を希望する旨を学校へ申し出る。(新入学保護者説明会において「アレルギー疾患状況把握調査回答書」を学校へ提出して

学校から「学校生活管理指導表」をお渡します。給食での対応が必要な場合は、必要に応じて、「アレルギー献立表提供申請書」を渡します。(裏面参照)

家庭

「学校生活管理指導表」をもって医療機関で受診する。

※ アレルギー専門医への受診をお勧めします。

医師からお子様のアレルギーについて診断を受け、必要事項を記入してもらってください。
「学校生活管理指導表」は、有印文書であり診断書と同様の扱いとなり、文書料がかかります。文書料は保護者負担となります。

家庭

学校

学校が指定する日までに、医師の作成した「学校生活管理指導表」を学校へ提出し、給食が始まるまでに、個人面談等により対応を相談する。

医師の作成した「学校生活管理指導表」をもとに、学校生活における配慮や管理について個人面談等により決定します。

学校

アレルギー疾患に対する取り組みの開始

アレルギー症状は緩和、悪化、新規発症することがあります。必要に応じ、対応について学校へ相談してください。

※ 食物アレルギーのあるお子様への学校給食の対応については、裏面をご覧ください。

◆ 問い合わせ先 多摩市教育委員会 学校支援課 TEL338-6875

2 学校給食における食物アレルギー対応

多摩市教育委員会では、給食を2箇所の共同調理所（永山・南野）で調理し、各学校に配送しています。数多くのアレルギーがある中で、全ての児童生徒の皆さんに個別対応ができないことから、学校給食の食物アレルギー除去食・代替食の提供は行っていません。

学校給食については、以下の対応を行っています。給食時に、学校に配慮や管理をご希望の場合は、入学予定校の新入学保護者説明会時に、学校へお申し出いただき、対応に必要な書類を学校が指定する日までに提出してください。また、給食が始まるまでに、面談により、給食時やアレルギー症状がでたときの対応などについて決めてください。



(1) 詳細な献立表等の提供

学校給食の献立表は、以下の2種類があります。給食時に食物アレルギーの配慮や管理をご希望の場合は、②の「アレルギー献立表」提供の申し込み手続きが必要です。

なお、給食で扱う食材には、食材によって、表示外のアレルギー原因食品が混入している可能性があります。（例：「ちりめんじゃこ」に、小さなエビが、混ざっているなど）

①「献立表」

献立名、主な材料名、エネルギー等が掲載されています。毎月学校を通じて、各ご家庭へ配付します。（多摩市公式ホームページに掲載しています。）

②「アレルギー献立表」

アレルギー対応用に、アレルギー原因食品の内容表示が詳細に示されている献立表です。給食時に学校での配慮や管理をご希望の方へ、申請により配付します。

令和4年度から多摩市公式ホームページに掲載しますが、学校での配慮や管理をご希望の方は、必ず申請をしてください。

◆◆「アレルギー献立表」申し込み方法と対応について◆◆

- ・「アレルギー献立表提供申請書」と「学校生活管理指導表」を学校が指定する日までに学校へ提出してください。（用紙は学校に用意されていますのでお申し出ください。）

微量で発症するアナフィラキシー症状がある場合は、そのことをあらかじめ、学校に伝えてください。

「アレルギー献立表」は、調理所で作成し、前月末に1カ月分まとめて保護者へ学校を通して提供します。

- ・「学校生活管理指導表」に基づき、担任、養護教諭等との面談により、献立の中のアレルギー原因食材についての家庭と学校間での確認方法や緊急時の対応などを決めてください。
- ・ご家庭では、お子様と一緒に「アレルギー献立表」を見ながら、食べられない食材を確認してください。そして、保護者の方からお子様に、アレルギー原因食材を食べないように伝えてください。

(2) 飲用牛乳について

多摩市の学校給食では、年間を通じて、飲用牛乳をほぼ毎日提供しています。保護者より飲用牛乳停止の申請があった場合、医師の診断書等の提出により飲用牛乳を提供しない対応をしています。その際、給食費については、牛乳代相当額を差し引いた額とさせていただきます。水筒など代替飲料の持参が必要になる場合は、学校と調整をしてください。

※ 食物アレルギー等により学校給食を申し込まない(一切食べない)場合は、学校へ申し出てください。

◆ 学校給食についての問い合わせ先

多摩市教育委員会 学校給食センター 永山調理所 Tel375-4661 南野調理所 Tel371-2417